

千葉県自然環境保育認証制度実施要綱（案）

1. 名称・目的・定義・基本理念

(1) 名称について

千葉県自然環境保育認証制度

(2) 認証制度の目的

千葉県自然環境保育認証制度は、県内で自然環境保育を行っている施設、団体（以下「団体等」という。）を千葉県自然環境保育の基本理念に基づいて県が認証し、その活動を支援することにより、千葉県における自然環境保育の取組を促進するとともに、次に掲げる事項の推進を図り、もって千葉県の子どもが自然との関わりを通じて心身ともに健やかに育つ環境づくりを行うことを目的とする。

- ① 持続可能な社会の実現の基礎となる、こどもの自然に対する親しみの感情や肯定的な態度の育み
- ② 保育者及び保護者の自然への感謝の念や畏敬の念の醸成
- ③ 自然環境保育の社会的認知及び信頼性の向上
- ④ 自然環境保育の安全性の向上

（事務局より）

- ・ この認証制度の最終的な目的（メインの目的）は、子どもが自然との関わりを通じて心身ともに 健やかに育つ環境づくりであることを明記しました。
従たる目的（サブの目的）は、①から④まで次に掲げる事項として記載しております。
- ・ 県が認証団体をPR することにより、保護者の選択の一助となることや、子育て世代の移住定住の促進が図られ地域の活性化につながる、といったことについては、主要な目的ではなく、制度の創設により期待できる副次的効果と考え、要綱には記載せず、県ホームページやパンフレット等に記載することを考えています。
- ・ 第2回検討会議での御意見を踏まえ、「基本理念」を（4）に追加しました。
- ・ 保育者及び保護者に関して県が推進を図る事項をレベルアップ修正しました。
- ・ 「子ども」を「こども基本法」の記載に合わせて「こども」表記にしました。（※ 要綱全体）

（参考：上段…広島県要綱、下段…長野県要綱（以下同じ（一部奈良県要綱有り））

第1条（目的）

「ひろしま自然保育認証制度」は、県内において、就学前の子供に対する教育、保育又はこれに類する子育て支援等（以下「保育等」という。）を行う団体であって、この要領に定める基準を満たすと認められる団体を認証することにより、次の各号に掲げる事項の推進を図ることを目的とする。

- (1) 広島県の豊かな自然環境や地域資源を活用した自然体験活動の推進を通じた、子供たちが心身ともに健やかに育つ環境の充実
- (2) 自然保育を実施する団体に対する安心感や社会的な認知の向上を通じた、保育環境の多様化と、ファミリーフレンドリーな広島県づくり
- (3) 自然体験活動や自然保育に関する学び合いや交流の支援を通じた、教育・保育施設等における自然体験活動や自然保育の充実

第1 信州型自然保育認定制度の目的

信州型自然保育認定制度は、保育等（保育及び幼児教育をいう。以下同じ）を行う者が実践する自然保育を信州型自然保育の基本理念に基づいて県が認定し、その認定を受けた者の学び合いと交流活動を支援することにより、自然保育の社会的な認知及び信頼性の向上を図り、もって「子育て先進県ながの」の実現を目指すことを目的とする。

(3) 定義

① 自然環境保育とは

保育者による個々のこどもの状況や発達過程を踏まえた適切な環境づくりや支援のもと、千葉県の豊かな自然環境や地域資源と関わる自然体験活動を通して、こどもの豊かな人間性を育み、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指して行われる保育等

(事務局より)

本制度における「自然環境保育」の具体的な活動や、自然環境保育の実践により、子どもが主体的に学びや気づきを積み重ねていけるように支援したい能力・感覚（好奇心、探求心、自由な発想力、最後までやり抜く力等）については、要綱ではなく、県ホームページやパンフレット等で紹介していきたいと考えています。

② 保育者とは

幼稚園教諭の免許若しくは保育士の資格又は幼稚園教諭免許と保育士の資格を有し、保育等に従事する者。また、団体等に登録し、保育等に従事する者として適当であると県が認めた者。

(事務局より)

保育者は、子どもの命を守り・育てることを使命としているところ、有資格者が基本と考えられます。

一方で、自主保育（共同保育）として自然環境保育に取り組んでいる団体などでは、無資格の保護者等が無償で活動に従事しているという実態があり、国が子ども・子育て支援制度で認めた「多様な集団活動の利用支援事業」においても、市町村が認める誓約書等の書類によって確認できた保育者については、資格の有無等に関わらず、配置基準上の従事者として認められています。

「3. 申請者の要件」において、団体等が幼児教育・保育の無償化の対象となっていない場合は、利用者に「多様な集団活動の利用支援事業」の対象となっている子どもがいることを要件として認証制度の対象とするため、当該事業で認められる従事者との整合が図られるよう、「団体等に登録し、保育等に従事する者として適当であると県が認めた者」を保育者に含めています。

「県が認める者」について、具体的には

- ・ 看護師（准看護師含む。） … 「多様な集団活動利用支援事業」に同じ
- ・ 施設、団体と雇用契約にある者（保育補助者等）については、その者の保育等の経験等（安全管理マニュアルを確認しているか、団体等において保育に関する研修を受講しているか等）について申請者から聴き取りを行い、個別に判断することとします。
（通常の保育等に従事している補助者については認め、通常の保育等に従事していない調理員等については、その者の保育等の経験等を踏まえて判断する。）
- ・ 保護者やボランティア（学生等）については、団体等との関係（多様な集団活動利用支援事業において市町村が雇用契約に相当すると確認できた者等）やその者の保育等の経験等について申請者から聴き取りを行い、個別に判断することとします。
（まったく保育等の経験等がないボランティア（学生等）は認めない。）

③ 保育等とは

就学前の子どもに対する教育、保育又はこれに類する子育て支援等

④ 自然体験活動とは

保育者の適切な環境づくりや支援のもと、自然環境や地域資源との関わりの中で、こどもが好奇心や探究心をもって行う主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動

⑤ 地域資源とは

自然体験活動においてこどもが利用、経験することができる各地域の公園等の公共施設、各地域における伝統的な行事や文化活動、農業、林業などの作業等又はそれら行事や作業等の機会を提供し、指導する人材

第2条（定義）

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）自然体験活動

保育者の適切な環境づくりや支援のもと、自然環境や地域資源を活用しながら、子供たちが好奇心や探究心をもって行う主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動

（2）自然保育

保育者による個々の子供の状況や発達過程を踏まえた適切な環境づくりや支援のもと、さまざまな自然体験活動を通して、子供たちの豊かな人間性を育み、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指して行われる保育等

（3）地域資源

ア 自然体験活動や自然保育において子供が体験できる、各地域の伝統芸能や文化活動、及び農業や林業などの作業等

イ アの機会を提供し、指導する人材

（4）保育者

保育士、幼稚園教諭等の資格の有無及び常勤、非常勤にかかわらず、保育等に従事する者

第2条（定義）

この制度において「保育者」とは、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の資格の有無及び常勤、非常勤にかかわらず、保育等に従事する者をいう。

2 この制度において「自然保育」とは、豊かな自然環境や地域資源を積極的に活用した様々な体験活動によって、子どもの感覚が豊かに刺激され、子どもの主体性、創造性、社会性、協調性等が生まれ、心身ともに健康的に成長することを目指した保育等をいう。

3 この制度において「地域資源」とは、自然保育において子どもが体験できる、各地域の伝統芸能や文化活動、農業や林業などの作業等と、それらの機会を提供し、指導してくれる人材をいう。

（4）基本理念

千葉県自然環境保育は、千葉県のこどもが、身近で豊かな自然と出会い、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに心を動かされる体験を通して感性を豊かにし、自然環境に親しむとともに、自然環境の中で仲間と遊び、関わりを深めることにより、ありのままの自分を肯定する気持ち、他者を信頼する気持ち、自然を大切にすることを育み、自ら考え、行動し、成長しようとする力の基礎を培うことを基本として行うものとする。

第3 信州型自然保育の基本理念

信州型自然保育は、保育等に自然保育を積極的に取り入れることにより、子どもの自然の恵みに対する感謝の気持ちを醸成するとともに、子どもが本来持っている自ら学び、成長しようとする力を育むことを旨として行うものとする。

（奈良っ子はぐくみ自然保育の基本理念）

第3条 奈良っ子はぐくみ自然保育は、はぐくみに自然保育を取り入れることにより、身近な自然の美しさや不思議さに触れ、様々な体験をする中で、好奇心・探求心などの感性を豊かにし、「自己肯定感・自尊感情」「他者への寛容なこころ」「健やかな身体」を培うことを旨として行うものとする。

※ 「はぐくみ」とは

県内において、就学前の子どもに対する幼児教育、保育又はこれに類する子育て支援等（奈良っ子はぐくみ自然保育認証制度実施要綱第1条）

2. 申請者の要件

- (1) 県内において継続的に自然環境保育を行っている団体等であって、別表1に定める申請要件を満たしているもの
- (2) 前項の団体等は、法人格を有していることを要しない。

第3条（認証の申請ができる者）

県内において継続的に自然保育を行っている団体であって、別表1に定める申請要件を満たすものとする。

- 2 前項の団体の設置者は、法人格を有していることを要しない。

第4（認定の申請）

信州型自然保育の認定を受けようとする者は、知事に申請して、その審査を受けなければならない。

第5（認定の申請をすることのできる者）

信州型自然保育の認定の申請をすることのできる者は、県内において継続的に保育等を行っている園とし、別表1に定める申請要件を満たしていることを要するものとする。

- 2 前項の園の設置者は、法人格を有していることを要しない。

(別表 1) 申請者の要件

- 1 団体等の設置者、代表者、管理者又は団体等が法人の場合にあってはその役員等（児童福祉法第34条の15第3項第4号ニにある「役員等」に同じ。）が、児童福祉法第35条第5項第5号第4号に該当しないこと並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から申請日時点において5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- 2 認証団体等が、○条の規定によりその認証を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前の1年間の間に、当該認証された団体等の設置者、代表者、管理者又は役員等であった者で、その取消の日から起算して5年を経過しない者に該当しないこと
- 3 団体等の活動が、宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とするものとしていないこと並びに特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていないこと。
- 4 保育者のうち、有資格者（保育士資格又は幼稚園教諭の免許を有する者をいう。）にあっては、申請日以前の2年間に、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により教育職員免許状が失効した者若しくは同法第11条の規定により教育職員免許状を取り上げられた者又は児童福祉法第18条の19の規定により保育士の登録を取り消された者でないこと。
- 5 暴力団員等が団体等の活動を支配していないこと。
- 6 団体等の代表者及び保育等の責任者が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。
- 7 団体等において適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の決算関係書類（財務諸表又は収支計算書及び事業報告書）が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。
- 8 団体等が保育等を開始した日から2年以上経過していること。かつ、申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないこと。
- 9 団体等が幼児教育・保育の無償化の対象となっていない場合、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（令和3年4月1日付け（二次改正）府子本第335号、2文科教第1138号、子発0401第6号）別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱3（3）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に係る実施要件のうち、①対象幼児及び②対象施設等の要件を満たしていることを県が確認していること

（事務局より）

これまで、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない団体等について、市町村が行う多様な集団活動事業の利用支援事業の対象となっている子どもが（一人でも）いるかどうかを要件としていましたが、当該団体等を利用している子どもが住んでいる全ての市町村が当該利用支援事業を実施しないこととした場合、当該団体等が本要綱に基づく認証申請を行えなくなってしまうことから、当該利用支援事業について国が定めている要件を満たしているかどうか、県が確認することとしました。

申請の手引き等に、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない団体等は申請前にこの要件に関して県に相談するよう記載します。

（次頁に続く）

(事務局より)

※ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱（令和3年4月1日付け（二次改正）府子本第335号、2文科教第1138号、子発0401第6号）における「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」実施要件（概要）

① 対象幼児

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付を受けていない又は企業主導型保育事業を利用していない満3歳以上の幼児であって、対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用している幼児。

② 対象施設等（※小規模保育事業に関する要件を削除しています。）

(ア) 集団活動に従事する者

A) 集団活動に従事する者：概ね有資格者3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあっては、1人）以上（幼稚園の教諭の免許を有する者、保育士若しくは看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者

B) 配置基準：3歳児…概ね20人につき1人以上、4歳以上児…概ね30人につき1人以上（2人を下回ってはならない。）

(イ) 設備（建物を有する場合）

A) 面積基準：集団活動室 概ね幼児一人当たり1.65㎡以上

B) 設備基準：調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等内で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。）及び便所、手洗用設備、必要な遊具、用具等の備え付け

(ウ) 対象施設等

A) 保育の必要性のあるこどもの割合

幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子どもの数が、当該施設等を利用する満3歳以上の子どもの概ね半数を超えないこと

(エ) 非常時の対応（A）及びC）について建物を有する場合）

A) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置

B) 非常災害に対する計画策定、定期的な訓練の実施

C) 集団活動室を2階に置く場合には準耐火建築物、3階以上に置く場合には耐火建築物

D) 建物がない場合には、活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保等必要な対策が取られていること

(オ) 幼児の処遇等

A) 活動内容：幼児一人一人の心身の発育や発達状況に基づいた適切な活動の計画を策定・実施

B) 各施設等の活動方針に基づいた計画の策定

C) 給食（提供する場合）：年齢等に配慮した食事内容等

D) 健康管理・安全確保：幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと

E) 職員・子どもの帳簿の整理

F) 適切な会計処理が確認可能（申請者の要件7に同じ）

* 広島県

別表 1 (第3条関係)

申請要件
1 団体の設置者（設置者が法人の場合にあつては、その代表者）及び保育者
① ひろしま自然保育認証制度により認証された団体が、認証を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があつた日以前の1年間の間に、当該認証団体の代表者であつたもので、その取消の日から申請日時点において5年間を経過していない者でないこと。
② 保育者のうち、有資格者（保育士資格又は幼稚園教諭の免許を有する者をいう。）にあつては、申請日以前の2年間に、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により教育職員免許状が失効した者若しくは同法第11条の規定により教育職員免許状を取り上げられた者、又は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の19の規定により保育士の登録を取り消された者でないこと。
③ 申請日以前の5年間に、教育、保育その他社会福祉に関する法令等で定める規定により罰金以上の刑に処せられた者でないこと。
④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から申請日時点において5年間を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
2 ひろしま自然保育認証制度実施要領第10条の規定により認証を取り消され、その取消の日から申請日時点において5年間を経過していない者でないこと。
3 申請日以前の5年間に、教育、保育その他社会福祉に関する法令等に違反して刑事罰、行政処分を受けていないこと。
4 宗教活動若しくは政治活動又は特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていないこと。
5 暴力団員等がその活動を支配していないこと。
6 団体代表者及び保育等の責任者が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。
7 適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の収支計算書及び事業報告書が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。
8 団体の設立の日及び保育等を開始した日から2年以上経過していること。かつ、申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないこと。

* 長野県

(別表 1) 信州型自然保育認定制度 申請要件 (実施要綱 第 5 関連)

- 1 申請日時点において、県内で継続的に保育等を行うことのできる運営体制を持つ園であること。
- 2 申請日以前の 5 年間に、設置者、その代表者、園、その代表者、保育等の責任者及び保育者が福祉や教育関係の法令等に違反して刑事罰や行政処分を受けていないこと。
- 3 宗教活動若しくは政治活動又は特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを主たる目的としていないこと。
- 4 園代表者、保育等の責任者及び保育者が、以下に該当しない者であること。
 - ① 申請日以前の 2 年間に、別表 1-1 の児童福祉法第 18 条の 19 の規定により、保育士の登録を取り消された者。
 - ② 申請日以前の 2 年間に、別表 1-2 の教育職員免許法第 10 条の規定により、教育職員免許状が失効した者、又は別表 1-3 の同法第 11 条の規定により、教育職員免許状を取り上げられた者。

(別表 1-1)

児童福祉法
第 18 条の 19

都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- ① 第 18 条の 5 各号（第 4 号を除く。）のいずれかに該当するに至った場合。
- ② 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合。

(別表 1-2)

教育職員免許法
第 10 条

免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- ① 第 5 条第 1 項第 3 号、第 4 号又は第 7 号に該当するに至ったとき。
- ② 公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき。
- ③ 公立学校の教員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に該当する者を除く。）であって同法第 28 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

(別表 1-3)

教育職員免許法
第 11 条

国立学校又は私立学校の教員が、前条第 1 項第 2 号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- 2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。
 - ① 国立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第 29 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であって、前条第 1 項第 3 号に規定する者の場合における同法第 28 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
 - ② 地方公務員法第 29 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であって、前条第 1 項第 3 号に規定する者の場合における同法第 28 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。
- 3 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。
- 4 前 3 項の規定により免許状取上げの処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。
- 5 前条第 2 項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。 _

3. 認証区分及び認証基準

(1) 認証区分

知事が行う認証については、以下の区分により行うものとする。

区分の名称	内容
重点型	認証を受けようとする団体等が行う保育等において、質、量ともに自然環境保育に重点を置いて取り組んでいるものとして、知事が認証した活動を行っている団体等
普及型	認証を受けようとする団体等が行う保育等において、他の保育等のプログラムと合わせて自然環境保育にも積極的に取り組んでいるものとして、知事が認証した活動を行っている団体等

(2) 認証基準

知事が行う認証に係る基準（以下「認証基準」という。）は、別表2に定めるとおりとする。

第4条（認証区分及び認証基準）

認証区分は次の各号に定めるとおりとし、認証に係る基準（以下「認証基準」という。）は、別表2に定めるとおりとする。

(1) I型

日々の保育等において、充実した自然体験活動を実施している団体

(2) II型

日々の保育等において、自然体験活動を積極的に取り入れている団体

第7（認定基準及び認定の区分）

知事は、別表2に定める認定基準に適合していると認めるときは、信州型自然保育と認定するものとする。

2 知事は、前項の認定に当たっては、認定を受けようとする者が行う自然保育の活動内容に応じて、次の表に規定する信州型自然保育のいずれかの区分により認定するものとする。

認定の区分	活動内容
信州型自然保育（特化型）	認定を受けようとする者が行う保育等において、質、量ともに自然保育に重点を置いて取り組んでいるものとして、知事が認定した活動をいう。
信州型自然保育（普及型）	認定を受けようとする者が行う保育等において、他の保育等のプログラムと合わせて自然保育にも積極的に取り組んでいるものとして、知事が認定した活動をいう。

別表2 (認証基準)

項目	基準	
	重点型	普及型
保育等の内容	<p>団体等は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を<u>尊重し</u>、こどもの状況や発達過程を踏まえた<u>教育・保育を行うこと</u>。</p> <p>(事務局より) 認可外保育施設や施設を有していない保育団体については、給食の提供や嘱託医による定期健康診断の実施等、幼稚園教育要領等の全てに沿った対応が困難な場合があるため、「要領等を尊重し」としました。</p>	
自然体験活動	<p>1 3歳以上のこどもについて、<u>屋外を中心とした自然体験活動の時間が、長期休暇等を除き平均しておおむね週10時間以上となっていること</u>。</p> <p>2 園の活動方針や指導計画等に、自然体験活動に関する事項を入れ、<u>計画的に実施されていること</u>。</p> <p>3 <u>外部フィールドが園庭以外にあり、季節や天候に応じて様々な自然体験活動を行えること</u>。ただし、園庭において多様な自然体験活動が実施できる場合はこの限りではない。</p>	<p>1 3歳以上のこどもについて、<u>屋外を中心とした自然体験活動の時間が、長期休暇等を除き平均しておおむね週5時間以上となっていること</u>。</p>
	<p>(事務局より) 自然体験活動の質を確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 「屋外を中心とした」自然体験活動の時間数を要件としています。 屋外の活動時間と屋内の活動時間の比率等は設けず、実施計画書の内容から判断します。(少なくとも、<u>団体等が飼育している虫や魚の観察が週の活動時間の半分以上を占めているような実施計画は認証できないと考えます</u>。) (園庭において多様な活動が実施できる場合を除き、)季節や天候に応じて様々な自然体験活動を行える園庭以外の活動場所(外部フィールド)があることを要件としています。 外部フィールドにおける「季節や天候に応じた様々な自然体験活動」の内容並びに園庭における「多様な自然体験活動」の内容は、実施計画書において審査します。 その他認証基準ではありませんが、重点型の申請については、審査にあたって、県の職員が実地確認を行い、申請団体等が実際に行っている自然保育の内容や安全管理について、申請書記載内容と齟齬がないか等について確認することとします。 	
地域社会との連携	活動に当たっては、地域資源を活用し、地域住民の協力を得られるよう努めること。	
安全確保	<p>1 屋外でこどもの体験活動を行う際は、十分な安全管理に配慮した保育者の配置体制をとっていること。</p> <p>2 屋外でこどもの体験活動を行う際の安全管理マニュアルを作成し、<u>必要に応じて見直す仕組みがあること</u>。かつ、保育者と保護者に周知していること。</p> <p>3 屋外でこどもの体験活動を行う際に、緊急事態(地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等)が発生した場合の避難などの対応方法について定められており、<u>定期的に見直す仕組みがあること</u>。かつ、保育者と保護者に周知していること。</p> <p>4 屋外でこどもの体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、救急医や消防署及び警察署への連絡方法について定められていること。かつ、事前に各機関への協力要請を行っていること。</p> <p>5 屋外でこどもの体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、各保護者との複数の連絡方法が書面又は電子メール等で確認されていること。</p> <p>6 こども及び保育者(公務員及びみなし公務員を除く。)が傷害保険に加入していること。かつ、団体等(国、地方公共団体及び国立大学法人を除く。)が損害賠償責任保険に加入していること。</p> <p>7 1～5を計画的に実施するための年間計画(安全計画)を作成していること。</p>	

<p>安全確保に関する講習受講</p>	<p>申請日において、次の各号の安全管理に関する講習のいずれかを受講し、有効期限内の認定証等を保有する保育者が2人以上いること。 (うち1人以上は常勤の保育者とする。)。また、申請後においても同様とする。</p> <p>① MFA「チャイルドケアプラス」 ② 上級救命講習 消防本部(局) ③ 幼児安全法支援員養成講習 日本赤十字社 ④ 小児救命救急法「子供のためのケア」 (EFR-CFC)</p>	<p>申請日において、次の各号の安全管理に関する講習のいずれかを受講し、有効期限内の認定証等を保有する常勤の保育者がいること。また、申請後においても同様とする。</p> <p>① MFA「チャイルドケアプラス」 ② 上級救命講習 消防本部(局) ③ 幼児安全法支援員養成講習 日本赤十字社 ④ 小児救命救急法「子供のためのケア」 (EFR-CFC) ⑤ MFA「ケアプラス」 ⑥ 普通救命講習(I~III) 消防本部(局) (認定証等が発行されるWEB講習を含む。) ⑦ 救急法基礎講習 日本赤十字社</p> <p>(事務局より) 重点型に求める安全講習①~④については、森のようちえん全国ネットワーク連盟の団体安全認証基準、長野県の特化型、滋賀県の特化型に同じです。 受講に要する時間は6~10時間です。</p> <p>普及型に求める安全講習については、重点型の①~④に加え、一般的な救急救命法を習得する安全講習⑤~⑦を追加し、⑥については、滋賀県の一般型と、⑥⑦については奈良県と同じです。 受講に要する時間は3~4時間です。</p> <p>※ 長野県は普及型について安全講習受講要件を求めています。千葉県においては、普及型についても救急救命法を受講した常勤の保育者(1名以上)を求めることとしました。</p> <p>※ 広島県は、I型II型ともに「子供の救命・応急手当等を行うために必要な知識に関する講習を受講したと認められる常勤の保育者がいること」としています。</p> <p>※ 鳥取県は、県が実施する研修又は森のようちえん全国ネットワーク連盟が実施する研修会を受講することとしています。</p>
<p>個人情報の保護</p>	<p>職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、子どもや保護者の個人情報等、その他業務上知り得た情報を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。</p>	
<p>保育者の人数</p>	<p>1 申請日時時点の保育者と在籍する子どもの人数比率及び保育者の資格について、次の各号の基準をすべて満たしていること。 ただし、幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。)、保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。)、認定子ども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)第2条第6項に規定する認定子ども園をいう。))又はその他の届出保育施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2に基づく届出を行っている施設をいう。))にあつては、それぞれの従うべき基準によるものとする。</p> <p>(1) 満4歳以上の子どもは、おおむね30人に対し保育者が1人以上いること。 (2) 満3歳以上満4歳未満の子どもは、おおむね20人に対し保育者が1人以上いること。 (3) 満1歳以上満3歳未満の子どもは、おおむね6人に対し保育者が1人以上いること。 (4) 満1歳未満の子どもは、おおむね3人に対し保育者が1人以上いること。 (5) 保育者は、常時2人以上いること。</p> <p>2 1クラスにつき1名以上は、<u>幼稚園教諭の免許又は保育士資格を有する者を配置すること。</u></p>	
<p>自然体験活動における保育者の配置</p>	<p>屋外において自然体験活動を実施する際は、<u>上記「保育者の人数」にかかわらず</u>、保育者を必要に応じて加配(満3歳以上の子どもにあつては、おおむね6人から10人に1人程度が望ましい)するなど、<u>十分な安全管理に配慮した人員を配置すること。</u></p>	

	<p>(事務局より)</p> <p>「保育者の人数」欄については、施設を有さずに保育を行っている団体について自然環境保育に限らず、団体の運営体制として求めるものです。(認可施設、認可外の届出施設については、それぞれの従うべき基準による。)</p>	
<p>研修 (質の担保)</p>	<p>1 県が開催する自然環境保育を行う上で必要な安全管理に関する研修に参加し、又は、参加する予定の常勤の保育者がいること。</p> <p>2 申請日以前の2年間に、自然環境保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等に参加し、又は、対外的な事例発表等を行った常勤の保育者がいること。</p> <p>3 自然環境保育を行う上で有効であると考えられる内部研修を1年につき1回以上行っていること。</p>	<p>1 県が開催する自然環境保育を行う上で必要な安全管理に関する研修に参加し、又は、参加する予定の常勤の保育者がいること。</p> <p>2 自然環境保育を行う上で有効であると考えられる内部研修を1年につき1回以上行っていること。</p>
	<p>(事務局より)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等については、申請の手引き等で例示します。 <ul style="list-style-type: none"> [外部研修例] <ul style="list-style-type: none"> 森のようちえん全国ネットワーク連盟が実施する安全講座 NPO法人自然体験活動推進協議会 (CONE) が実施するリスクマネジメント講習会 自然環境保育を行う上で有効であると考えられる内部研修は、外部研修を受講した者が同僚の保育者に内容を伝達する場合や、安全管理に限らず自然保育について知見を深めるような内容についてミーティングを行ったり、ベテランの保育者が同僚の保育者を対象に研修を行うことなどを想定しています。 	
<p>小学校との連携</p>	<p>個々のこどもの在籍に関すること、健康状態に関すること及び育ちに関すること等について記録を作成するとともに、在籍するこどもの就学に際して、当該小学校等とこどもに関する情報共有や交流を図ること。</p> <p>なお、交流にあたっては、自然体験活動を通じた交流の機会の確保など、小学校との積極的な連携を図ることが望ましい。</p>	

* 広島県

項目	基準	
	I 型	II 型
保育等の内容	1 保育所保育指針、幼稚園教育要領又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領を尊重し、子供の状況や発達過程を踏まえた教育・保育活動を行うこと。	
自然体験活動	1 3歳以上の子供について、屋外を中心とした自然体験活動の時間が、平均して週10時間以上となっていること。 2 園の活動方針や指導計画等に、自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。	1 3歳以上の子供について、屋外を中心とした自然体験活動の時間が、平均して週5時間以上となっていること。 2 園の活動方針や指導計画等に、自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。
野外での活動場所	1 屋外での自然体験活動に使用できる場所（自然フィールド）が園庭以外にあり、季節や天候に応じて様々な自然体験活動ができること。	1 屋外での自然体験活動に使用できる場所（自然フィールド）が園庭以外にあり、季節や天候に応じて様々な自然体験活動ができること。ただし、園庭において多様な自然体験活動が実施できる場合は、この限りではない。
地域社会との連携	1 活動に当たっては、地域資源を活用し、地域住民の協力を得られるよう努めること。	
安全確保	1 屋外で子供の体験活動を行う際は、十分な安全管理に配慮した保育者の配置体制をとっていること。 2 屋外で子供の体験活動を行う際の安全管理マニュアルを作成していること。かつ、保育者と保護者に周知していること。 3 屋外で子供の体験活動を行う際に、緊急事態（地震、落雷、豪雨、降雷等の自然災害や不審者遭遇等）が発生した場合の避難などの対応方法について定められていること。かつ、保育者と保護者に周知していること。 4 屋外で子供の体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、救急医や消防署及び警察署への連絡方法について定められていること。かつ、事前に各機関への協力要請を行っていること。 5 屋外で子供の体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、各保護者との連絡方法が書面又は電子メール等で確認されていること。 6 子供及び保育者が傷害保険に加入していること。かつ、団体として損害賠償責任保険に加入していること。 7 申請日以前の2年間に、事故・災害が生じた際、医師や救急隊員に引き継ぐまでの間、子供の救命・応急手当等を行うために必要な知識に関する講習を受講したと認められる常勤の保育者がいること。	
個人情報の保護	1 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、子供や保護者の個人情報等、その他業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。	
保育者の人数	1 申請日時点の保育者と在籍する子供の人数比率及び保育者の資格について、次の各号の基準をすべて満たしていること。 ただし、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）又はその他の届出保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づく届出を行っている施設をいう。）にあつては、それぞれの従うべき基準によるものとする。 (1) 満4歳以上の子供は、おおむね30人に対し保育者が1人以上いること。 (2) 満3歳以上満4歳未満の子供は、おおむね20人に対し保育者が1人以上いること。 (3) 満1歳以上満3歳未満の子供は、おおむね6人に対し保育者が1人以上いること。 (4) 満1歳未満の子供は、おおむね3人に対し保育者が1人以上いること。 (5) 保育者は、常時2人以上いること。 2 屋外において自然体験活動を実施する際は、上記（1）から（4）に関わらず、保育者を必要に応じて加配（満3歳以上の子供にあつては、おおむね6人から10人に1人程度が望ましい）	

	<p>するなど、安全に配慮した人員を配置すること。</p> <p>3 1クラスにつき1名以上は、保育士資格又は幼稚園教諭の免許を有する者を配置すること。</p>	
研修（質の担保）	<p>1 自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等の場に参加した常勤の保育者がいること。</p> <p>2 保育者は、幼児の教育・保育を行う上で有効であると考えられる研修（一部の保育者がこれらの研修を受講し、当該保育者が他の保育者及び管理者に研修内容を伝達するものを含む。）を年1回以上受講すること。</p>	<p>1 保育者は、幼児の教育・保育を行う上で有効であると考えられる研修（一部の保育者がこれらの研修を受講し、当該保育者が他の保育者及び管理者に研修内容を伝達するものを含む。）を年1回以上受講すること。</p>
運営等	<p>1 1つのクラスにつき、3人以上30人以下とすること。 なお、異年齢の子供であっても、常に合同で保育等を行う場合は、1つのクラスに編成することができるものとする。</p> <p>2 子供に食事を提供する際には、子供の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）に配慮するとともに、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。</p> <p>3 在籍する子供の発育や健康状態を適切に把握するよう努めること。</p> <p>4 職員の健康状態を適切に把握するよう努めること。</p> <p>5 感染症や食中毒等が発生した場合、又はこれらの疑いがある事態が発生した場合は、速やかに医療機関その他の関係機関との連携を図るなど、適切に対応すること。</p> <p>6 職員及び子供の状況を明らかにする帳簿を整備するよう努めること。</p>	
小学校との連携	<p>個々の子供の在籍に関すること、健康状態に関すること及び育ちに関すること等について記録を作成するとともに、在籍する子供の就学に際して、当該小学校等と子供に関する情報共有や交流を図ること。</p> <p>なお、交流にあたっては、自然体験活動を通じた交流の機会の確保など、小学校との積極的な連携を図ることが望ましい。</p>	

* 長野県

(別表2) 信州型自然保育認定制度 認定基準 (実施要綱 第7 関連)

- 1 設置者及び保育等の責任者(施設長)が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。
- 2 園の設立の日及び保育等を開始した日から2年以上経過していること。かつ、1日4時間以上開所し、週の合計開所時間が20時間以上であり、申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないこと。
- 3 適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の収支計算書及び事業報告書が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。
- 4 申請日の属する年度の前年度及び前々年度において、各月、在籍する子どものうち、利用する子どもの延人数の総数を平日の日数で除した人数が4人以上であり、かつ、年間の子どもの平均利用人数が6人以上であること。ただし、認可園はこの限りではない。
※ 在籍している子どものうち、傷病及び引き延びで欠席している子どもは利用人数に含めるものとする。
- 5 屋外等で子どもの体験活動が、毎月計画的に実施されていること。
- 6 屋外での子どもの自然体験活動に使用できる場所が園庭以外にあること。かつ、優先的に使用できるよう配慮されていること。
- 7 信州型自然保育(特化型)にあつては、3歳以上の子どもの屋外等での体験活動が、長期休暇等を除き、1週間で合計15時間以上行われていること。
信州型自然保育(普及型)にあつては、3歳以上の子どもの屋外等での体験活動が、長期休暇等を除き、1週間で合計5時間以上行われていること。
- 8 申請日時点の保育者と在籍する子どもの人数比率及び保育者の資格について、次の各号の基準をすべて満たしていること。
 - ① 満4歳以上の子どもは、おおむね30人に対し保育者が1人以上いること。
 - ② 満3歳以上満4歳未満の子どもは、おおむね20人に対し保育者が1人以上いること。
 - ③ 満1歳以上満3歳未満の子どもは、おおむね6人に対し保育者が1人以上いること。
 - ④ 満1歳未満の子どもは、おおむね3人に対し保育者が1人以上いること。
 - ⑤ 保育者は、常時2人以上いること。
 - ⑥ 常勤、非常勤を問わず、保育者の半数以上の者が、保育士又は幼稚園教諭又は保育教諭の資格を有する者であること。
- 9 県が作成した「信州型自然保育ガイド」あるいはHP版を保育者及び保護者がいつでも見られるようにしてあること。
- 10 申請日以前の2年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等の場に参加した常勤の保育者がいること。
- 11 申請日以前の2年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる研究保育や対外的な事例発表等を行った常勤の保育者がいること。
- 12 申請日以前の1年間に、自然保育を行う上で有効であると考えられる内部研修を行っていること。
- 13 信州型自然保育(特化型)にあつては、保育等関係施設において、通算2年以上、自然体験活動の指導経験を有する常勤の保育者が半数以上いること。
- 14 屋外等で子どもの体験活動の記録を、広報紙やホームページ等を通じて公開していること。
- 15 信州型自然保育(特化型)にあつては、申請日以前の2年間に、次の各号の安全管理に関する専門講習のうち、いずれかを受講した保育者が2人以上いること、かつ、保育者のうち少なくとも1人は常勤であること。
 - ① MFA「チャイルドケアプラス」
 - ② 上級救命講習 消防庁
 - ③ 幼児安全法支援員養成講習 日本赤十字社
 - ④ 小児救命救急法(EFR-CFC)
 - ⑤ 普通救命講習Ⅲ 消防本部(局)
 - ⑥ 赤十字救急法基礎講習 日本赤十字社
 - ⑦ 赤十字救急法救急員養成講習 日本赤十字社ただし、⑤、⑥、⑦については、令和元年度までに受講した場合に限る。
- 16 屋外等で子どもの体験活動を行う際は、十分な安全管理に配慮した保育者の配置体制をとっていること。
- 17 屋外等で子どもの体験活動を行う際の安全管理マニュアルを作成していること。かつ、保育者と保護者に周知していること。
- 18 屋外等で子どもの体験活動を行う際に、緊急事態(地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等)が発生した場合の避難などの対応方法について定められていること。かつ、保育者と保護者に周知していること。

- 19 屋外等で子どもの体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、救急医や消防署及び警察署への連絡方法について定められていること。かつ、事前に各機関への協力要請を行っていること。
- 20 屋外等で子どもの体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、各保護者との連絡方法が書面又は電子メール等で確認されていること。
- 21 園として子ども及び保育者の傷害保険に加入し、かつ、損害賠償責任保険に加入していること。ただし、公立園にあつては保育者の傷害保険、損害賠償責任保険の加入はこの限りではない。
- 22 地域住民と交流する機会を設けていること。
- 23 在籍する子どもの小学校や特別支援学校入学に際して、当該小学校や特別支援学校と子どもに関する情報共有や交流を図っていること。
- 24 子どもの個人情報保護についての規程があること。かつ、その規程の中で、子どもの活動記録を公開する際に、事前に保護者の同意を得ることを要することを規定していること。 _

4. 認証の申請等

(1) 申請書類

本制度の認証を受けようとする団体等は、認証申請書(様式第1号)及び実施計画書(様式第2号)に必要な書類を添付して、知事が定める日までに申請しなければならない。

(事務局より)

認可施設については、県に毎年度提出することとなっている現況報告書の添付書類と重複する書類について、添付不要とする予定です。

認可外施設については、県に毎年度提出することとなっている運営状況報告書の添付書類と重複する書類について、添付不要とする予定です。

また、認可施設、認可外施設ともに、政令市、中核市に所在する施設については、それぞれ所在する市に上記の報告書を提出することとなっており、県で把握できないため、認可施設については現況報告書及び添付書類の写しを、認可外施設については、運営状況報告書及び添付書類の写し(それぞれ直近のもの)の提出を求める予定です。

(2) 添付書類

(ア) すべての団体等

① 様式第1号別紙(欠格要件に該当していないことの確認書)

② 園庭以外の外部フィールドの図面及び写真

- ・ 外部フィールドの全体図
- ・ 外部フィールドの付近の見取図(目標となる地物が記載されている縮尺のもの)
- ・ 撮影方向の異なる活動場所の写真3枚以上

(注) 外部フィールドが複数ある場合はそれぞれ上記の図面及び写真が必要

③ 自然体験活動における安全管理に関する規定が記載されている書類(安全計画、安全管理マニュアル等、子ども及び保育者が加入している傷害保険証書の写し(公務員及びみなし公務員を除く。))及び団体等が加入している損害賠償責任保険証書の写し(国、地方公共団体及び国立大学法人を除く。))

(注) 安全計画については、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく「学校安全計画」若しくは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)に基づく「安全計画」又はこれら計画に準じたものとし、安全管理を定めた書類には、以下の項目が記載されていることが必要です。

- ・ 自然体験活動に係る団体等の職員及び保育者等全体の役割分担
- ・ 自然体験活動における事故予防対策の内容(外部フィールドについては移動経路の図面(危険箇所を明示したもの)を添付)、各活動場所におけるこどもの活動範囲及び危険箇所を明示した図面、各活動場所の遊具等設備の状況、各活動場所又は各活動において年齢別、発達別に特に考慮すべき事項)
- ・ 各活動場所における保育者の配置体制
- ・ 自然体験活動中及び活動終了時点のこどもの人数把握方法
- ・ 事故発生時の初期対応及び保護者、病院その他関係機関への連絡方法
- ・ 地震や悪天候の場合の避難などの対応及び保護者、病院その他関係機関への連絡方法
- ・ 保育者の自然体験活動に関する資格や研修受講履歴

④ 保育等の事業の周知のために配布しているパンフレット、募集要項等の説明資料

(注)作成していなければ添付不要

(イ) 認可施設(政令市、中核市に所在する施設)

上記(ア)のほか、直近の現況報告書及び添付書類の写し

(ウ) 認可外施設（政令市、中核市以外の市町村に所在する施設）

上記（ア）のほか、

① 決算関係書類の写し

- ・ 申請日の属する年度の前年度及び前々年度の決算関係書類の写し（財務諸表、収支計算書など）
（注）団体等の設置者が法人の場合で、申請する団体等に限った決算関係書類がない場合は、当該法人の決算書類の写しで可

② 保育の計画に関するもの

- ・ 申請団体等における保育の基本的な方針や、見通しをもって保育を行っていることが分かるもの（全体的な計画（教育課程又は保育課程） など）
- ・ 保育の記録の様式

③ 個人情報等の取扱いに関する措置について

- ・ 個人情報等の取扱いに関して必要な措置を講じていることが分かるもの（内規、宣誓書、就業規則の写し など）

(エ) 認可外施設（政令市、中核市に所在する施設）

上記（ア）（ウ）のほか、毎年度、市へ提出している認可外保育施設運営状況報告書及び添付書類の写し（直近のもの）

（注）運営状況報告書の写しには、次の書類が添付されていることを確認してください。

- ・ 開所時間、休業日、料金等が記載された書類（園則、管理運営規程、利用料金表など）
- ・ 報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制がわかる書類（報告年月日の前日のシフト表等）
- ・ 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定（報告年月日が属する週の翌週のシフト表等）
- ・ 団体等の代表者及び保育等の責任者、その他職員の氏名、職名及び勤務形態等が分かるもの（職員名簿、定款、約款など）
- ・ 有資格者の職員について、資格を証する書類（保育士登録証 など）の写し
- ・ 団体等の保育者の研修の修了証の写し
- ・ 施設の平面図

(オ) 施設を有さずに保育等を行っている団体等

① 次に掲げる事項がわかる書類の写し

- ・ 保育等の時間、休業日、料金等が記載された書類（管理運営規程、利用料金表など）
- ・ 日々の保育者数が分かる資料（月間勤務予定表、シフト表など）
- ・ 団体等の代表者及び保育等の責任者、その他職員の氏名、職名及び勤務形態等が分かるもの（職員名簿、定款、約款など）
- ・ 有資格者の職員について、資格を証する書類（保育士登録証など）の写し
- ・ 団体等の保育者の研修の修了証の写し

（事務局より）

施設を持たずに保育活動を行っている団体については、認可外施設に提出が義務付けられている運営状況報告書に準じた内容の書面の提出を求める予定です。

② 決算関係書類の写し

- ・ 申請日の属する年度の前年度及び前々年度の決算関係書類の写し（財務諸表、収支計算書など）

③ 保育等の計画に関するもの

- ・ 申請団体等における保育等の基本的な方針や、見通しをもって保育等を行っていることが分かるもの（全体的な計画（教育課程又は保育課程）など）
- ・ 保育等の記録の様式

④ 個人情報等の取扱いに関する措置について

- ・ 個人情報等の取扱いに関して必要な措置を講じていることが分かるもの（内規、宣誓書、就業規則の写しなど）

第5条（認証の申請及び審査等）

認証を受けようとする者は、認証申請書（様式第1号）及び実施計画書（様式第2号）に必要書類を添付して、知事が別に定める日までに申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、認証又は不認証の決定を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定により認証の決定をしたときは、認証書（様式第3号）を交付するものとする。
- 4 知事は、第2項の規定により不認証の決定を行ったときは、その旨を通知するものとする。

第6（申請書類等）

信州型自然保育の認定の申請をしようとする者は、別に定める受付期間に、次の各号に掲げる申請書類を正副各1部、知事に提出しなければならない。

- ① 申請書
 - ② 申請要件確認書
 - ③ 認定基準確認書
 - ④ 活動説明書
 - ⑤ 活動説明書の根拠となる記録その他の知事が必要と認める書類
- 2 前項の受付期間は、認定を受けようとする者の次年度の子どもの入園募集等に信州型自然保育の認定を受けたことを活用できるよう配慮して、毎年度定めるものとする。

5. 認証等

(1) 認証

知事は、第〇条の規定によりなされた申請が、別表1の申請者の要件を満たし、かつ、別表2に定める認証基準に適合していると認めるときは、千葉県自然環境保育認証団体（以下「認証団体」という。）として認証を行い、申請者に認証書を交付するものとする。

(2) 認証しない場合

知事は、第1項の規定によりなされた申請に係る認証をしないときは、速やかにその旨及び理由を申請者に通知するものとする。

6. 認証の有効期間

(1) 認証の有効期間は、初回の認証を受けた場合にあつては認証を受けた日から起算して3年間とし、認証の更新を行った場合にあつては5年間とする。

(2) 認証の更新を希望する団体等は、前項の期間の満了の日の3ヶ月前までに認証更新申請書（様式第〇号）及び実施計画書（様式第〇号）に必要書類を添付して、知事の認証を受けなければならない。

(3) 更新申請に係る知事の認証等については、5. 認証等（1）（2）を準用する。

7. 変更申請及び届出

(1) 変更申請が必要な場合

認証団体が認証区分を変更しようとする場合、認証区分変更申請書（様式第〇号）及び実施計画書（様式第〇号）に必要書類を添付して、知事の認証を受けなければならない。

(2) 変更申請に係る認証等

変更申請に係る知事の認証等については、4. 認証の申請等（1）（2）を準用する。

(3) 変更の届出が必要な場合

認証団体等は、以下の事項（軽微な変更として別に定める事項を除く。）に変更を生じたときは、変更の日から起算して1月以内に認証内容変更届出書（様式第〇号）知事に届け出なければならない。

ただし、法令の規定によりすでに知事に届け出ている場合はこの限りではない。

① 認証団体等の名称及び所在地

② 認証団体等の代表者の氏名及び住所

③ 施設を有している場合、建物その他の設備の規模及び構造

④ 施設を有している場合、施設の管理者の氏名及び住所（②の代表者と施設の管理者が異なる場合）

⑤ 施設を有している場合、過去に児童福祉法第59条第5項の命令（事業停止命令又は施設閉鎖命令）を受けたか否かの別

⑥ 申請時に提出した実施計画書の自然環境保育の内容並びに申請書添付書類の外部フィールドに関すること（外部フィールドの廃止を除く。）及び自然体験活動における安全管理に関する規定が記載されている書類の記載

（事務局より）

知事が認可している施設及び知事に届け出ている認可外保育施設については、⑥自然環境保育に関わる事項のみの届出となりますが、政令市、中核市の認可施設にあつては、⑥自然環境保育に関わる事項のほか、①～⑤について、児福法に基づき市長に提出したものと同一内容を知事に届け出いただく必要があります。

また施設を有さずに保育等を行っている団体については、①～⑥について届け出いただく必要があります。

別に定める「軽微な変更」については、今後整理させていただきます。

(認証内容の変更)

第8条 認証団体は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、認証内容変更届出書（様式第6号）を変更しようとする日の1月前までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が軽微な変更と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 認証団体の設置者（設置者が法人の場合にあっては、その代表者を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、認証申請書に記載した事項

(認定内容の変更)

第11 信州型自然保育の認定（認定の更新を含む。以下同じ。）を受けた者は、認定を受けた後、第6第1項第1号から第4号までに掲げる書類に記載した事項（軽微な変更として別に定める事項を除く。）に変更が生じた場合には、所定の変更届を知事に提出しなければならない。

8. 審査等における意見聴取

(1) 知事は認証申請を審査（申請前の団体等からの相談対応を含む。）する際、必要に応じて、次に掲げる事項を行うものとする。

- ① 有識者に意見を求めること
- ② 前号の有識者又は職員をして現地確認させること

(2) 前項に規定する有識者は、自然環境保育に係る専門的な知見を有すると認められる者から、前項に定める意見聴取を行う都度、知事が選任する。

9. 調査等

(1) 知事は、認証団体等の自然環境保育に関して重大な事故が発生した場合又は認証基準を満たしていないおそれがあると認められる場合には、当該認証団体等に対し必要な事項の報告並びに必要な書類の提出を求めるほか、団体等の関係者に対して質問し、若しくはその団体等の現地調査を行うことができる。

(2) 知事は、前項の規定により調査等を行った結果、認証団体等が認証基準を満たしていないと認めたときは、当該認証団体等に対して必要な助言、指導を行い、改善を求めることができる。

10. 認証の辞退

認証団体等が、認証基準に適合しなくなった場合又は認証が不要となった場合には、認証辞退届（様式第〇号）に認証書を添えて、知事に提出しなければならない。

11. 認証の取消し

知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 認証基準に適合しなくなったとき
- (3) 9（2）の知事の助言、指導に従わなかったとき

12. 県の役割

県は、自然環境保育の社会的認知と信頼性の向上及び普及を図るため、次の各号の取組に努めるものとする。

- ① 認証団体等の名称、所在地及び自然環境保育に関する活動内容等を県内外に積極的に情報提供すること
- ② 自然環境保育の安全性の向上等に資する研修会を開催すること
- ③ 認証団体等や自然環境保育に関心を有する者が相互に学び合い、交流できる場を設けること
- ④ 認証団体等が行う自然環境保育に係る活動費用の一部を支援すること
- ⑤ 認証団体等に対し、第13条に示す事項に関する助言又は支援を行うこと
- ⑥ 認証団体等が適切に自然環境保育を行えるよう、市町村その他関係機関、関係団体との連携を図ること
- ⑦ 自然環境保育に関する調査研究

13. 認証団体等の役割

認証団体等は、自然環境保育の社会的認知と信頼性の向上を図るため、次の各号の取組に努めるものとする。

- ① 広報紙やホームページ等において、保育等の体制や自然環境保育に関する活動内容を公開すること。
- ② 県その他の者が実施する自然環境保育に関する研修会に参加すること。
- ③ 自然環境保育に関する活動内容を記録に残し、保育者の情報共有や学び合いの際に提供するとともに、県から要請があった場合には、県が行う調査研究に協力すること。
- ④ 団体等が行う活動について、保護者や市町村、地域住民等からの問い合わせ等があった場合には誠実に対応すること。
- ⑤ 小学校との積極的な連携について配慮すること。
- ⑥ 認証団体等のうち、施設を有せずに保育等を行っている団体にあつては、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める「指導監督基準」の趣旨を踏まえた運営を行うこと。

14. 活動実績報告

認証団体等は、毎年度、活動報告書（様式第〇号）を作成し、当該活動報告書に係る事業年度終了後3ヶ月を経過する日までの間に、知事に提出しなければならない。

15. 雑則

この要綱に定めるもののほか、この制度の運用に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。